

## 議第33号

京都市京北運動公園条例の一部を改正する条例の制定について

京都市京北運動公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年2月17日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市京北運動公園条例の一部を改正する条例

京都市京北運動公園条例の一部を次のように改正する。

第7条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「別表第2」を「別表第3」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、第4条ただし書の規定に基づく供用時間の変更により、同条に掲げる供用時間を超えて野球場兼運動場又はテニスコートを利用する場合の利用料金は、別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

別表第1備考以外の部分を次のように改める。

区 分	単 位	利 用 料 金			
		昼 間		夜 間	
		ア	イ	ア	イ
野球場兼運動場	1 時 間	780 <sup>円</sup>	520 <sup>円</sup>	1,090 <sup>円</sup>	730 <sup>円</sup>
テニスコート	1面につき1時間	780	520	780	520
付 属 設 備	別に定める。				

別表第1備考2中「スポーツ」を「運動競技場」に、「に掲げる」を「の規定により計算した」に改め、同備考2を同備考3とし、同備考1の次に次のように加える。

2 ア欄は日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日

(以下「日曜日等」という。)に利用する場合について、イ欄はその他の日に利用する場合について、それぞれ適用する。

別表第1備考に次のように加える。

- 4 野球場兼運動場又はテニスコートの利用者が入場料(利用者が、いかなる名義であるかを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。)を徴収する場合において、その収入額の100分の15に相当する額がこの表の規定により計算した額(3の規定の適用がある場合にあっては、その適用後の額。以下この備考において同じ。)を超えるときの利用料金の上限額は、その収入額の100分の15に相当する額(当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。ただし、学生、生徒、児童その他催物に参加することを業としない者により行われる催物に利用する場合において、その収入額の100分の10に相当する額がこの表の規定により計算した額を超えるときの利用料金の上限額は、その収入額の100分の10に相当する額(当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。

別表第2売店、食堂又はこれらに類する施設を設置して行う営業の項中「1,040」を「1,560」に改め、同表立ち売り又は行商の項中「2,300」を「3,450」に改め、同表を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2 (第7条関係)

区 分	単 位	利 用 料 金	
		ア	イ
野 球 場 兼 運 動 場	1 時 間	3,270 <sup>円</sup>	2,190 <sup>円</sup>
テ ニ ス コ ー ト	1 面 に つ き 1 時 間	2,340	1,560

備考1 ア欄は日曜日等に利用する場合について、イ欄はその他の日に利用する場合について、それぞれ適用する。

- 2 超える時間が1時間未満であるとき、又は1時間未満の端数があるときは、30分以上を1時間とし、30分未満は、これを切り捨てる。

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

## (準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市京北運動公園条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による京都市京北運動公園の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

## (適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

## 提案理由

京都市京北運動公園の利用料金の適正化を図る等の必要があるので提案する。